

- 1 国民健康保険制度の納付率向上について
- 2 改正省エネ法の対応について

○7番（小暮博志） 次の2件に関して一般質問をいたします。よろしくお願いたします。

1つ目は、国民健康保険制度の納付率向上について、2つ目は、改正省エネ法の対応についてであります。まず、国民健康保険制度、略して国保の納付率向上についてであります。国保の保険制度については、昨年12月の第4回定例会でも質問をいたしました。引き続き行いたいと思います。2008年度栃木県の国保収納率は85.14%と、全国でワースト2位と、東京都の次によくはない状態でした。ちなみに佐野市は86.08%でした。一方、納付率が一番よい県は島根県で、94.2%でした。今回納付率に約10%近い差が生じる原因として何かがあるのではないかと思います。全国で納付率が高い島根県、富山県、愛媛県、新潟県、そして香川県の5県に質問の手紙を出させてもらいました。内容は4点でありまして、1点目、納付率向上のために市町村に特にお願い、指導している内容はどんなことですか。2つ目、収納率の高い市の保険料はどのように決定されていますか。収納率の高い1市、または2市を教えてください。その他保険料低減のために市町村に特にお願いしている内容、それから保険費が、保険税か保険料かという内容でした。

1つ目の収納率向上として多くの回答があった順に示しますと、次のようになっていました。5つの県からは、滞納世帯の状況をよく把握した対応と滞納処分を検討することでした。4つの県からは、口座振替の推進をすることでした。その中に70%以上の口座振替をしているところもありました。2つの県からは、広報による周知徹底と収納が高額になる前に訪問をすることでした。1つの県の回答では、転出時の滞納確認をすること、コールセンターの設置をすること、コンビニ収納の推進をすること、嘱託徴収員の活用をすること、滞納整理機構を設立して、そこでの委託をすること。徴収目標を設定して収納すること、多重債務者への納付相談をすることでした。

2月21日のNHKテレビで、国保の収納率向上の動きを放送していました。滞納者の納付相談を進める中で、相談者は約300万円の返還金を得、滞納金も支払えた。理由は、多重債務者の利子の過払いがわ

かり、借入先から返還してもらったというものでした。債務者への真摯な対応がよい結果を生んだということでした。滞納世帯への対応については、栃木県でも滞納者の生活状況等の把握と悪徳滞納者に対する差し押さえ等の滞納処分の積極的な実施を指導しているとのことでした。

2月5日の日本経済新聞によりますと、2009年度の国保の納付率は平均で88.01%と、過去最低になったことが厚生労働省の調べでわかったとありました。そして、納付率向上のため、一部の自治体は保険料の口座振替を推進している。口座振替を原則義務化した名古屋市では納付率91.44%、札幌市も原則義務化したところ、納付率は前年度に比べ1.28%上昇し、87.1%になったとありました。

以上のようなことから、納付率向上策としては、滞納者への納付の対応も大切であるが、保険税を納めやすくし、滞納が起こりにくくする対応が大切であり、佐野市におきましても口座振替の原則義務化と早期納付依頼がよいのではと思った次第でもあります。

そこで質問ですが、佐野市の場合、口座振替は何%ぐらい行われているのでしょうか、また口座振替の原則義務化の推進をどのように考えているかをお聞きいたします。それから、納税は一度に全額か7月から毎月8回に分けて納めるようになっていると思いますが、滞納者への催促の行動は、税の納期限後どれくらいたってから行われているのでしょうかをお聞きいたします。

次に、2点目の収納率の高い市の保険料の計算ですが、9市の収納率は96.93%から93.54%となっており、そのうちの4市では、資産税額による保険料の負担分がなく、所得、人数と固定部分からなっていました。皆さんご承知のように国保の保険料は医療分、後期高齢者分と介護分からなっております。そして、それらは所得と資産及び被保険者に比例した額と平等割により決められております。全国でベスト5の県で収納率の高い市の9市中4市が、資産額を考慮しないで保険料を決めているとのことです。これには私非常にびっくりいたしました。自分の宅地や遊休地等に資産価値があっても所得を得ることはできず、これに保険料を賦課されても保険料の支払いはできないと思いました。

私は、今佐野市国民健康保険運営協議会の委員をさせて頂いておりますが、保険料に関して2つの疑問を持っております。1つは、所得の少ない方の負担率が所得の多い方よりも2倍以上大きくなっており、負担率は一定にすべきと考えます。公務員の共済組合、大企業サラリーマンの健保組合、中小企業サラリーマンの協会けんぽ等、すべての健康保険の個人負担は所得に対して一定比率になっており、世帯主の負担は所得の約5%くらいになっております。

ちょっと図が小さいかもしれませんが、この図はつくったものです。この図の赤のひし形、この中には佐野市でひとり世帯の場合の資産がゼロの家庭の所得と負担率の関係になっております。これ横軸が所得で万円、縦軸が所得に対する保険税の負担率、パーセントです。2割負担、5割負担、7割の減免も入っております。横軸なのですけれども、年間の所得が1,000万円の人の負担率ですけれども、これは約7%になっております。それに対しまして保険者数が約50%を占めるのですけれども、その所得が150万円です。その辺ですけれども、この人の負担率が、ここに出ておりますけれども、10%から15%ぐらいになっているのです。それで国保の加入者の場合、年収が300万円以下の人の割合というのが約80%になっております。そして負担率も10%以上になっております。全国で収納率が高い県でも同じようになっておりまして、この辺収納率が94%から97%の高い市なのですけれども、負担率というのは佐野市とそんなに変わっていない、そんな状態です。細かいことは変わっているかもしれませんが、余り変わっていない。大きく変わるの、やはり共済とか健保とか協会組合の方の負担率一定という感じになりますと、こういうふうに大きく変わっているということになります。ひとり世帯で資産がゼロの場合はこのような状態でありまして、大分違うなというような状態です。

(「……違うよ」と呼ぶ者あり)

○7番(小暮博志) だから共済、協会けんぽは一定の負担率の、今回の場合はこういうのとちょっと……

(「……高齢者が多いのだよ、国保は」と呼ぶ者あり)

○7番(小暮博志) ですから、ほとんどこんな状態、低いところは国保は多いということもありますけれども、平均が150万円くらいなのです。これ50%の方がこっちの以下の人なのです。負担が高いので

す。こんなふうです。

それで2つ目は、先ほど言いましたようにこの負担率が、資産割が非常に大きな値になっているということでもあります。これは先ほどのやつで、ひとり家族で資産が2,000万円の人のこの負担率のカーブなのです。年間の所得が1,000万円、そちらのところというのは負担率は7%で余り変わらないのですけれども、この150万円以下、こちらをちょっと見ますと、ずっと上がってしまうのです、負担率としては。20%以上になってしまうということなのです。所得の少ない人の負担率が大きくなってしまうということでもあります。所得が1,000万円の負担率、こちらのほうが変わらないというのは、保険料の限度額、これが68万円というのがあるから一応こうなっているということです。低所得の方が影響が大きく出るということなのです。収納率が高かった9市の場合、9市のうちの4市なのですけれども、これは所得割というのがあるのですけれども、だから所得割がなくなるというと、ここのやつが当然こちらに低く下がりますして、先ほどの図のように……

(「一般質問なのですよ」と呼ぶ者あり)

○7番(小暮博志) 一応こうなっていますということです。だから、所得割が非常にこういうふうに出てきてしまうというような状態になってきます。

それで、このように所得が低い方の負担率が、所得が高い方の負担率よりも大きい状態をどう考えているかということを知りたいと思います。将来政府は保険の一本化を目指しておりますけれども、まず国民の負担率が皆同じくなるようにすべきではないかというふうに思っております。また、収納率の高い市の傾向として、国保の保険税に資産額を考慮しない市が見られました。資産額の評価を入れるなら、アパートとか駐車場や営業のための貸付資産額等、そういうものの資産ならいいのですけれども、自己の住宅とか遊休資産等の所得を生まない資産額は評価に入れない等の考慮が必要ではないかというふうに考えます。市当局はどのように考えているのかということを知りたいと思います。そして、資産額の評価をなくしたときに、佐野市の場合、保険料の徴収は何%ぐらい低下するのかお聞きしたいと思います。

次の、2つ目の改正省エネ法の対応について質問をいたします。地

地球温暖化対策の一層の推進のため、大幅にエネルギー消費量が増加している業界や家庭部門における省エネルギー対策の必要性から、平成22年4月から改正省エネ法が施行されました。これによりまして原油換算で1,500キロリットル、これは180リットルドラム缶で約8,300本です。以上の事業者はエネルギー管理員を置いて、平成21年度のエネルギー消費量を登録し、3から5年の中期計画を作成し、年平均1%の省エネを目標にして活動していることと思います。今回教育委員会の事業所では、平成23年度に小中学校にエアコンが494台設置される計画であり、このことによるエネルギー使用量の増加が頭の痛いことと思います。地球温暖化防止のため京都議定書で日本は2012年までに温暖化ガスの排出量を、1990年に比べ6%削減することを決めております。しかし、現在民生部門の業務や家庭では約1.3倍、運輸部門では約1.1倍、産業部門では1倍となっております。このように温室効果ガス排出量がオーバーしており、一層の省エネの推進を図るために改正省エネ法が定められたと思います。佐野市としてもエネルギー使用量が多いため、教育委員会事業所と市役所事業所に分かれて、改正省エネ法のもとにエネルギー消費量削減活動を進めていると伺っております。

ここで、お聞きいたします。改正省エネ法のもとに経済産業省に提出している基準年のエネルギー消費量と中期計画のエネルギー消費量はどのようになっているのでしょうか、またエネルギー削減を進めるためには、ソフト的な無駄排除の徹底とハード的な省エネ機器や設備の設置が必要であると思います。目標達成のためにハード面で考えている費用など、わかりましたらお聞きしたいと思います。

平成22年の第5回臨時会のときに、小中学校にエアコンが494台設置されることが決まり、そのとき電気を使用した場合のエアコンの電気代として6,800万円が示されました。このように教室にエアコンを設置することによりまして、教育委員会事業所で使用している電気料はどれほど増加すると見ているのでしょうか、エアコンによる電力量の増加は大きく、改正省エネ法の中での中期計画を狂わすものと思われる。この電力量の増に対する対応の考え方を聞きたいと思います。それからエアコンを設置する場合、標準機と省エネ機では消費電力に10%くらいの差がありますので、機種を選定には十分注意していただきたいと思っております。

また、文部科学省では安全安心で環境に優しい学校づくりを進め、耐震化、エコ化、ICT（情報通信技術）化といった課題に取り組んでいることは、児童生徒だけではなく、地域や社会全体にとっても重要なこととっております。そして、公立小中学校への太陽光発電導入については、事業費の平均 95%を国が負担しているというようなことが、平成 21 年 6 月文部科学省のスクールニューディール構想の推進で示されていると見受けられました。このような予算が続いているならば大いに活用したらよいのではないかと思います。エコ、環境によりよい太陽光発電を利用して、快適な住環境の実現をさせる技術を体感させることは、将来の人材教育にとっても非常によいのではないかと考えております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（岩崎俊道） 当局の答弁を求めます。
まず、総合政策部長。

○総合政策部長（落合 正） 小暮博志議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、佐野市の場合口座振替は何%ぐらい行われていますかのご質問でございますが、平成 19 年には 40%を超えました口座振替利用率も、平成 20 年度に後期高齢者制度や国民健康保険税の公的年金からの特別徴収制度が開始されたこともあり、減少に転じました。平成 21 年度には 34.72%まで低下いたしました。本年度は 35.03%となり、やや持ち直したというのが現状でございます。

次に、他市での口座振替の原則義務化の推進をどのように考えているかにつきましては、議員ご指摘のとおり、口座振替利用率を高めることが収納率向上の有効な施策と考え、本市でも口座振替制度利用の勧奨に努めているところでございます。ご質問の口座振替の原則義務化につきましては、本市では現金納付から口座振替、コンビニ納付へと納付環境を拡充してまいりましたが、さらに口座振替のメリットを市民の皆様には十分説明し、ご理解を賜りながら口座振替原則義務化について研究してまいりたいと考えております。

次に、滞納者へのアクションは、税の納期限後どのように行われて

いるかにつきましては、地方税法では納期限を過ぎても納付がない場合、納期限後 20 日以内に督促状を発することになります。督促状を発した日から 10 日を過ぎ、おおむね 30 日を経過した未納者に対し、本市では電話催告または臨戸訪問を開始いたします。その後におきましても未納がある方につきましては、文書による催告書の送付、さらに再度の電話催告や臨戸訪問を行っております。それでも納付いただけない場合には、差し押さえ等の滞納処分をすることになります。

次に、収納率の高い市の傾向として、保険税に資産額を考慮していないことにつきましても、県内では宇都宮市、大田原市、高根沢町が資産割額を採用しておりませんが、本市では広く多くの方に保険税を負担していただくため、たとえ所得を生まない資産をお持ちの方でも、資産のない方に比べれば担税力があるということで資産割額を採用しております。

次に、資産額の評価をなくしたとき保険料は何%ぐらい低下してしまうかにつきましては、平成 22 年度当初予算現年課税分で計算しますと、税額で資産割額が約 2 億 8,500 万円になりますので、約 9.7%減収となるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩崎俊道） 次に、健康医療部長。

○健康医療部長（藤掛正男） 一般質問にお答えいたします。

国民健康保険税の所得が低い方の負担率が、所得が高い方の負担率より大きくなっている状態につきましては、国保税は所得水準のみに応じて負担するという定率負担ではないことから、このような状態が生じると思われます。国保は相互扶助の制度であり、安心して医療が受けられるように、加入者が保険税を出し合い、病気やけがをしたときは医療給付が平等に行われます。低所得者の方には制度上軽減措置も講じられており、応分の負担をしていただくことになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩崎俊道） 次に、市民生活部長。

○市民生活部長（片柳 栄） 一般質問にお答えいたします。

初めに、基準年のエネルギー消費量と中期計画のエネルギー削減量と目標達成のためにハード面で考えている費用につきましては、市庁舎及び公共施設で市長部局が所有及び管理する施設等に対応する佐野市エネルギー管理事業及び教育財産施設に対応する佐野市教育委員会エネルギー管理事業の2つに区分をされております。平成21年度の基準年のエネルギー使用量は、市長部局につきましては原油換算で6,712キロリットルで、教育委員会部局につきましては、原油換算で2,192キロリットルでございます。議員ご指摘のとおり、年間で1,500キロリットルを超えますので、それぞれ特定事業者として指定されたところでございます。現在中長期計画のエネルギー削減量は、毎年年平均1%を目標値といたしまして事務を進めているところでございます。

次に、目的達成のためにハード面で考えている費用でございますが、平成23年度予算ではエネルギー消費の特性分析及び問題の把握を行い、最も効率のよい削減方法の調査分析と報告書の作成業務を専門業者に委託するため、業務委託料を計上しております。この調査結果を該当部局へ提案し、即応できる改善につきましては、関係各課において対応することも視野に入れてございます。また、平成24年度以降につきましては、計画的な予算措置の上、より効率的な改善事業を実施してまいりたいと考えております。なお、平成23年度予算につきましては、具体的なハード面での改善費用の予算措置はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩崎俊道） 次に、教育総務部長。

○教育総務部長（田中幸一） 一般質問にお答えいたします。

改正省エネ法の対応について、教室に494台のエアコンを設置することにより、電力量はどれぐらい増加すると見ているのか、この電力量増への対応の考えはでございますが、エアコン設置による消費電力量の増加分は、1年間で約147万2,850キロワットアワーと見積もっております。この電力消費量増への対応でございますが、エアコン利用に関する運用マニュアルを整備いたしまして、適正な利用に努め、消費電力を少しでも抑えてまいりたいと考えております。また、各学校において照明設備や事務機器などの適正使用を徹底して、消費電力

の抑制に努めたいと考えております。

次に、太陽光発電設備の小中学校への導入につきましては、城北小学校や北中学校におきまして、議員ご指摘の国庫補助金プラス国の交付金という制度を活用して整備を行いましたが、こうした地方負担の少ない国の補助制度の動向等を注視しながら、今後判断していく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩崎俊道） 以上で当局の答弁は終わりました。
7番、小暮博志議員。

○7番（小暮博志） ご答弁ありがとうございました。再質問といたしまして、国保の納付率向上について2点ほどございます。

1つ目なのですが、滞納者への催促の行動ですけれども、納付が始まる7月の滞納が発生したとき、1カ月後といいますと、7月に滞納が発生した場合には、まだ8月分、9月分というのがあるわけですけれども、8月からこの収納をお願いしますということをするのかということで、再確認させていただきたいと思っております。

それから、2番目なのですが、資産額の評価による保険税の比率はよくわかりました。資産があっても税を支払えない状態での賦課というのは、これは非常に大変ではないかなというふうに感じておるところでございます。今後よく検討すべきではないかというふうに今思っているところであります。

そして、今国保の被保険者の約70%以上が相対的貧困になっていると思われまして。このような国民健康保険の方たちの健康を維持し、というのが平等の負担率かというのはいろいろ考えはあるわけですが、少なくとも所得に対しての負担が30%とか40%とか、そういう負担になったら納められない人も出るのは当然ではないかなというふうにとちょっと感じるわけでございます。この負担率の異常に高いところ、ここら辺のところを下げていくということとか、全体的にほかの保険制度に比べましていうと、国保の保険が高いように思われるのですけれども、ここら辺を下げていくために、市としてはどのような

ことをよく考えながら推進しているかということ、特に重点的に考えながらやっているのだということがありましたら教えていただきたいというふうに思います。

それから、改正省エネ法の対応についてなのですが、学校の電力契約ですけれども、これは業務用電力契約になっているものと思われれます。そうしますと、エアコンによる電力量アップが約 150 万キロワットアワーとしますと、ここに電気の 1 キロワット当たりの料金単価 13 円キロワットアワーとしますと、約 2,000 万円ぐらいになるのですが、そうしますと、電気使っている量が 2,000 万円で、量に比例した料金が 2,000 万円ということぐらいになると思うのですが、実際 6,800 万円ぐらい上がるということなのですが、基本料だけによるこのアップが、大分大きいなというふうにちょっと思われるわけがあります。そこら辺のところを、実際こんなに上がるのですかということ、再度質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（岩崎俊道） 当局の答弁を求めます。
総合政策部長。

○総合政策部長（落合 正） 小暮博志議員の再質問にお答えいたします。

収納が始まる 7 月分の滞納が発生したとき、30 日後の 8 月以降の取り組み内容はとのご質問でございますが、具体的には先ほどご答弁申し上げましたとおり、督促状から始まり、次に電話催告、臨戸訪問を行いまして、10 月には現年度未納者に対し、栃木県の地方税徴収特別対策室との連携による共同催告を行います。この共同催告後においても納付がない場合、年度内にさらに 2 回程度共同催告を行うとともに財産調査を実施し、納付可能な財産が見つかった場合、税負担の公平性が損なわれることのないよう、法令に基づきまして滞納処分をすることになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩崎俊道） 次に、教育総務部長。

○教育総務部長（田中幸一） 再質問にお答えいたします。

小中学校へのエアコン設置に関して、以前に示された電気料金のアップ 6,800 万円の内訳はでございますが、この内訳につきましては、電気料金 6,592 万 7,000 円と、エアコン設置に伴います自家用電気工作物の保守委託料 225 万円でございます。なお、電気料金 6,592 万 7,000 円の計算内訳でございますが、各小中学校における電力会社との契約の種類は業務用電力となっており、まず基本料金については最大電力を 2,700 キロワットと見込んでおり、力率 85%、消費税 5% で年間の基本料金を試算いたしますと、小中学校 38 校を合計し 4,736 万 7,000 円となります。次に従量料金ですが、使用電気料に単価を掛け、消費税を加えたものが従量料金となるわけですが、年間使用電力量につきましては、先ほど申し上げましたとおり約 147 万 2,850 キロワットアワーと見込んでおりまして、単価は 1 キロワットアワー当たり 12 円で試算いたしますと、従量料金 1,856 万円ということになります。したがって、この基本料金に従量料金を加えた合計金額で 6,592 万 7,000 円となるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩崎俊道） 次に、健康医療部長。

○健康医療部長（藤掛正男） 再質問にお答えいたします。

医療費の削減と負担率の低減についてのお尋ねでございますが、医療費の削減につきましては、医療費にかかったときの給付が第一の国保の目的と考えておりますので、被保険者の健康増進にも今後関係各課と連携して進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。